

障がい者福祉の し お り

香 取 市

～令和2年10月1日版～

はじめに

このしおりは、障害のある方が、どのようなサービスや支援を受けられることができるのか、概要を記載してあります。

なお、手帳の内容や認定された障害の状態によってサービス等が受けられない場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

(本冊子は、令和2年10月1日現在で作成しています。)

目 次

■ 1	市の相談窓口について	1 ページ
■ 2	相談支援について	1 ページ
■ 3	障害者の権利擁護について	2 ページ
■ 4	手帳の交付について	3 ページ
■ 5	障害年金について	3 ページ
■ 6	手当の支給について	4 ページ
■ 7	サービスの利用について	5 ページ
■ 8	物品の給付について	8 ページ
■ 9	費用の助成について	9 ページ
■ 1 0	医療費の助成について	10 ページ
■ 1 1	緊急時の通報について	12 ページ
■ 1 2	地域活動支援センターへの通所	13 ページ
■ 1 3	障害者への生活福祉資金の貸付	13 ページ
■ 1 4	各種運賃・料金の割引や減免について	13 ページ
■ 1 5	駐車禁止除外	16 ページ
■ 1 6	郵便による不在者投票	16 ページ
■ 1 7	障害者福祉団体	17 ページ

■ 1 8	心身障害者扶養年金制度	18 ページ
■ 1 9	小児慢性特定疾患見舞金	18 ページ
■ 2 0	家庭ごみ戸別収集事業について	18 ページ
《付録》	障害に関するマークについて	19 ページ

■ 1 市の相談窓口について

福祉サービスや手続きなどに関する相談窓口は次のとおりです。

市の窓口

名 称	電話番号	FAX 番号	所在地
香取市役所 社会福祉課 障がい者支援班	0478-50-1252	0478-55-1885	〒287-8501 香取市佐原口 2127
小見川支所 市民福祉班	0478-82-1115	0478-82-3325	〒289-0393 香取市羽根川 38

※平成31年4月より支所業務が集約されました。

タクシー券の申請、各種現況届以外のお手続きは、

山田・栗源支所ではお取り扱いできませんのでご注意ください。



■ 2 相談支援について

① 総合相談

- ・ 障害者や障害児及びその保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護の援助を実施します。

§ 香取障害者支援センター（市委託事業所） 香取市高萩 1100-2

☎ 0478-79-6919 FAX 0478-75-1688

§ かとりサポートセンター（市委託事業所） 香取市北 3-6-5

☎ 0478-79-0516 FAX 0478-79-0517

② 精神保健福祉相談（県）

- ・ 近隣病院の精神科医師による相談会があります。

月3～4回 要予約 お問い合わせ 香取健康福祉センター ☎ 0478-52-9161

また随時精神保健福祉相談員による相談も実施されています。

③ 就業相談（県）

- ・ 障害者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的としています。

公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校等と連携しながら、障害のある方の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどをおこなっています。

お問合せ先 障害者就業・生活支援センター 香取就業センター

香取市高萩 1100-2 ☎ 0478-79-6923 FAX 0478-75-1688

④ 相談員制度

- ・身体障害者相談員・・身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導、助言にあたっています。
 - ・知的障害者相談員・・知的障害者の更生援護に関し、本人や保護者の相談に応じ、必要な指導、助言にあたっています
- ※ 担当の相談員についてはお問い合わせください。

■3 障害者の権利擁護について

○ 成年後見制度の利用支援

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症など）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助する後見人を付けてもらう制度です。

制度利用にあたり相談支援をいたします。

○ 障害者虐待の防止・通報

平成 24 年 10 月に、障害者虐待防止法が施行され、この法律では、すべての人に、障がいのある人への虐待を禁止しています。特に、「養護者」「障害者福祉施設従事者等」「使用者」による虐待を「障害者虐待」と定めています。

障害者虐待に気付いた方は、ご相談ください。

香取市障害者虐待防止センター（社会福祉課障がい者支援班内）

☎ 0478-50-1252 FAX 0478-55-1885

（休日・平日の夜間 香取障害者支援センター ☎ 0478-79-6919）



■4 手帳の交付について

心身に障害のある方に、次のような手帳を交付し助成や手当、福祉サービスなどの支援を行います。

○ 身体障害者手帳（程度区分：1級～6級）

身体に一定以上の障害があり日常生活に著しい制限を受ける方が各種サービスを受けるために交付されます。

※交付対象となる障害

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能

○ 療育手帳（程度区分：㉠・㉡の1・2、Aの1・2、・Bの1・2）

知的障害者に一貫した相談指導や、各種サービスを受けるために交付されます。

○ 精神障害者保健福祉手帳（程度区分：1級～3級）

精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が、社会復帰・社会参加の促進を図るため各種の支援サービスを受けるために交付されます。

■5 障害年金について

国民年金・厚生年金保険の障害年金は、障害の程度により、一定の要件を満たしていると受けることができます。

※ 障害年金を受けるためには、別途年金の請求手続きが必要です。

<請求手続き先>

障害基礎年金の請求先は香取市役所市民課年金・高齢者医療班、もしくは小見川支所の年金担当です。

障害厚生年金の請求先は最寄りの年金事務所です。

お問い合わせ先：佐原年金事務所

香取市佐原口 2116-1 ☎ 0478-54-1442 FAX 0478-54-4411

※ 障害手帳の障害等級と国民年金・厚生年金障害等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けられても障害年金の障害程度には該当しないこともあります。また、他の年金との調整等がある場合もあります。

■ 6 手当の支給について

○ 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の 20 歳以上の方に対して支給される手当です。

月額 27,350 円/月（令和2年 4 月より変更となりました。）

※病院や施設に継続して 3 か月を超えて入院していないこと。

本人又は扶養義務者等の所得が一定額を超えると手当は支給されません。

○ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障害があるため日常生活において、常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の方に対して支給される手当です。

月額 14,880 円/月（令和 2 年 4 月より変更となりました。）

※児童入所施設又は社会福祉施設等に入所している場合、障害を支給事由とする年金を受給している場合、本人及び扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている場合は、支給されません。

○ 特別児童扶養手当【国】

精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当です。

1 級・・・概ね、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④・A、

月額 52,500 円（令和 2 年 4 月より変更となりました。）

2 級・・・概ね、身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B-1（所定の診断書により判定）

月額 34,970 円（令和 2 年 4 月より変更となりました。）

※1 精神障害については、所定の診断書による判定となります。

※2 症状により診断書が必要になる場合があります。

※3 児童が施設等に入所している場合、当該障害を支給事由とする公的年金を既に受給している場合、児童または受給者のいずれかが日本国内に住所を有しない場合、一定額を超える所得がある場合は、支給されません。

○ 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当【県】

在宅重度知的障害者、ねたきり身体障害者、又はそれらの人々を介護する方に支給される手当です。

なお、特別障害者手当、経過的福祉手当及び介護保険給付（年度通算7日以内のショートステイの利用を除く。）を受給している場合は除きます。

・ 在宅重度知的障害者

療育手帳の程度が㊤・Aと判定された満20歳以上の在宅者、又はその方を介護する家族（障害者相談センターで重度と判定された方でもよい。）

・ ねたきり身体障害者

自宅において、おおむね6か月以上ねたきりで、入浴、食事、排便等の日常生活に人手を必要とする20歳以上65歳未満の方又はその方を介護する家族

・ 月額 8,650 円

・ 所得制限があります。

詳しくは市役所社会福祉課、または各支所の障害担当までお問い合わせください。

■ 7 障害福祉サービスの利用について

事業所や施設等からサービスの提供を受ける場合、個々に障害のある人の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われます。

注：平成25年4月から施行されている障害者総合支援法により、対象となる361項目の特定疾患に該当する方も、障害者手帳を所持している方と同様に、障害福祉サービスが利用できます。

注：介護保険該当者（65歳以上の方や脳血管疾患などの特定疾病に該当する40歳以上の方）は基本的に介護保険を優先して給付を受けることとなります。

※サービスの利用にあたっては利用料の1割を負担して頂きます、ただし所得等により減額の措置があります、詳細は窓口にお尋ねください。

◇在宅で生活するために

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）（**身体・知的・精神**）

- ・ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
- ※障害支援区分（以下「区分」といいます。） 1以上対象

② 生活介護（**身体・知的・精神**）

- ・ 施設において日中、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、軽作業等の生活活動や創作活動を提供し、身体機能・日常生活能力の維持向上を図ります。
- ※常時介護が必要な障害者が対象（年齢や施設入所等により区分要件が変わります。）

③ 短期入所（**身体・知的・精神**）

- ・ 居宅においてその介護をおこなう者の疾病その他の理由により一時的に介護ができない場合に、障害者支援施設その他の施設で宿泊を伴って介護を行います。
- ※区分 1以上対象

④ 行動援護（**知的・精神**）

- ・ 外出に伴う行動において、予防的対応・制御的対応・身体介護的対応をします。
- ※行動援護が必要な区分 3以上対象

⑤ 児童発達支援・放課後等デイサービス

- ・ 療育の必要な児童に対して日常生活における基本的な動作の指導や個別プログラムに添った集団療育を実施します。保育所等訪問支援などもあります。
- ※区分によらず利用ができます。

⑥ 移動支援（**身体・知的・精神**）

- ・ 屋外での移動が困難な障害者に、マンツーマンで外出のための支援を行います。ただし、通勤や営業活動など経済活動、通年かつ長期の外出及び社会通念上適当でないものはサービスの対象となりません。また用務が一日の範囲で終えるものに限りです。
- ・ 視覚障害者は同行援護のサービスを受給できます。

⑦ 地域活動支援センター I 型（**精神**）

- ・ 創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の為のサービスを提供します。
- 対象施設：サザンカの里（成田市） 成田市南敷 461-5 ☎ 0476-73-4695
- ※手帳のない方でも利用になれます、また利用料は無料です。

⑧ 日中一時支援（**身体・知的・精神**）

- ・ 障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を提供します。

⑨ 手話通訳者・要約筆記者の派遣（**身体**）

- ・ 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳等の方法により他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者を市役所に設置します。また必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を県内及び隣接市町に派遣いたします。※設置は市役所本庁（開庁日 9：00～17：00）

⑩ 訪問入浴サービス (身体)

- ・ 週 1 回、居宅において入浴が困難な方に入浴の機会を提供し保健衛生と介護者の軽減を図ります。

※入浴の際は家族の立会いと介護をお願いします。

⑪ 職親委託制度 (知的)

- ・ 知的障害者が自立更生を図るため、障害者の更生援護に熱意を持つ事業経営者のもと、一定期間生活指導や技能習得訓練を受け、就職に必要な能力の習得を目指します。
職親に委託費を支給します。

⑫ 心身障害児通所 (簡易マザーズホーム)

- ・ 心身に障害のある就学前児童に、日常生活における基本的な動作の訓練や集団生活への適応訓練を行います。

※簡易マザーズホームを運営するものと市が契約して実施します。

⑬ 高齢者等外出支援サービス (身体) 担当課：高齢者福祉課

移送用車両 (リフト付き及びストレッチャー装着車両等) でなければ、外出が困難な身体障害者で下肢不自由者 (1・2・3級) が通院などに利用することができます。ただし運行には付添い人がいること及び週 2 回以内の利用となります。

※ 利用料 片道 5 キロメートルにつき 500 円、5 キロメートルを超えた場合は 1 キロメートルごとに 100 円

この他に、療養介護・重度訪問介護・重度障害者包括支援などのサービスがあります。

◇施設入所や共同で生活する

I 共同生活援助 (グループホーム) (身体・知的・精神)

- ・ ②の生活介護や日中活動を利用している方が、地域において自立した日常生活を営む上で必要な食事や入浴の介護、または掃除、洗濯、買い物、健康管理や金銭の管理、地域生活のルールや余暇活動の支援を共同生活をしながら受けます。

利用者負担の他に生活費実費、家賃、共益費などの負担があります。

入居にかかる家賃の助成があります。(■費用の助成⑥を参照)

※介護の提供を希望する場合、区分が必要となります。

※平成 26 年 4 月 1 日よりケアホームはグループホームに名称変更されました

II 就労継続支援 (A 型) (身体・知的・精神)

- ・ 通所による雇用契約に基づく就労の機会を提供し、一般就労を目指します。

※雇用契約に基づく就労が可能な原則 65 歳未満の方が対象

III 就労継続支援 (B 型) (身体・知的・精神)

- ・ 一般就労に結びつかなかった方に、就労や生産活動の機会を提供し知識及び能力の向上や維持を図ります。

IV 生活ホーム・ふれあいホーム（知的・精神）【県】

- ・ 独立した生活を求めている方または家庭における養育が困難な方が、地域生活において必要な食事、掃除、洗濯、買い物など日常生活上の支援を受けることができます。

V 施設入所（身体・知的・精神）

- ・ 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活の支援を行います。
日中は②の生活介護による支援が行われます。利用者負担の他に食費、高熱水費の負担（収入により一部公費負担）があります。※区分4（50歳以上は区分3）以上対象

この他に自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、自立生活援助などのサービスがあります。



■ 8 物品の給付について

注：介護保険該当者（65歳以上の方や脳血管疾患などの特定疾病に該当する40歳以上の方）は基本的に介護保険より給付を受けることになります。

自己負担及び所得制限があります、また購入後の費用の支給はできません。

ア 補装具の交付・修理・借受け（身体・難病）

- ・ 障害者の身体機能を補完するためのものが交付、あるいは使用中のものの修理費が給付されます。成長や障害の変化により短期間での利用が見込まれる場合は借受けの制度もあります。

※義手・義足、下肢装具・靴型装具・体幹装具・上肢装具、座位保持装置、盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、意思伝達装置、歩行器、歩行補助杖などがあります。

イ 日常生活用具等の給付（身体・知的・難病）

- ・ 重度の障害者に日常使用する用具を給付又は貸与に要する費用を助成します。
※介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具（ストマ・紙おむつ等）がありますが、それぞれの障害内容や程度に応じて給付されます。

ウ 障害者紙おむつの給付（身体・知的・精神）

- ・ 在宅で生活する障害者が紙おむつを使用する場合、1ヶ月あたり紙おむつ30枚、尿とりパッド90枚を支給します。（自己負担1割）

※介護保険等他の制度より給付を受けられる場合や、3歳未満の児童は支給されません。

エ 高齢者及び障害者入院時おむつ代の助成（身体・知的・精神）

担当課：高齢者福祉課

- ・ 医療機関に入院している高齢者及び障害者に対し、おむつ代の一部を助成します。
- ※支払ったおむつ代の2分の1以内 最高6千円が限度 所得制限があります。

オ 点字図書の給付（身体）

- ・ 視覚に障害をお持ちの方が情報入手を容易にするため点字図書を給付します。
- ※一人につき、年間6タイトル24巻が限度です。費用は点字翻訳する図書の代金となります。

カ 軽度・中等度難聴児へ補聴器の給付

- ・ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（18歳未満）に対し、健全な言語、コミュニケーション能力の習得、社会性の発達を支援するため、補聴器の購入費用の一部を助成します。



■ 9 費用の助成について

① 更生訓練費の支給（身体・知的・精神）

- ・ 障害者自立支援法に基づく就労移行支援や自立訓練を利用している方及び身体障害者更生援護施設（療護施設を除く。）に入所している方が更生訓練を受けている場合に訓練の内容や通所のための経費を勘案し支給します。

② 住宅改造費の助成（身体）

- ・ 在宅生活するうえで著しい支障のある重度障害者が、段差解消などの住宅改修をする場合、1回に限りその費用の一部を助成します。（助成額20万円が限度）

注：介護保険該当者（65歳以上の方や脳血管疾患などの特定疾病に該当する40歳以上の方）は基本的に介護保険を優先して給付を受けることになります。

※下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を有する1・2・3級の方（特殊便器については上肢障害1・2級）

※自己負担があります。

③ 運転免許取得費用の助成（身体・知的）

- ・ 就労等社会活動に参加をしようとする障害者に自動車運転免許の取得費用の一部を助成します。（身体障害者は1・2・3・4級、知的障害者は療育手帳所持者）

※助成額は、免許取得に要した費用の3分の2以内で10万円が限度です。（一人につき1回限り）

④ 自動車改造費の助成（身体）

- ・ 重度の身体障害者が自立した生活、社会活動への参加や就労に伴い、自らが所有し運転する自動車の改造をする場合に経費の一部を助成します。

※対象者は身体障害者手帳の交付を受け、上肢、下肢または体幹機能障害のある1・2級の方で、免許を有し、かつ自動車のハンドル、アクセルやブレーキの一部を改造する必要がある場合です。（所得制限があります。）

助成額は10万円が限度（1車両1回限り）

⑤ タクシー利用の助成（身体・知的・精神）

- ・ 対象者は身体障害者手帳1・2・3級、療育手帳^ア・A、障害者手帳（精神）1級の手帳を所持している方、あるいは重度の知的障害者と更生相談所に判定された方
申請月から当年度の3月までの月数×4枚（1枚500円）

※じん臓機能障害により透析を受けている方については申請月から当年度の3月までの月数×8枚（透析を受けていることを証明するものをお持ちください。）

⑥ 障害者グループホーム等利用者家賃の助成

- ・ 障害者グループホーム等利用者の経済的負担を軽減し、その自立を促進するため、家賃の2分の1に相当する額を助成します。（上限額は月額20,000円。特定障害者特別給付費10,000円が支給されていない場合は25,000円。）

※対象者はグループホーム等に入居している方で、市民税非課税世帯に属する方。ただし、生活保護世帯に属する方は除きます。



■ 10 医療費の助成について

ア 自立支援医療制度（更生医療）

- ・ 更生医療は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障害を軽減あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部が給付される公費負担制度です。

対象となる医療内容としては、人工透析、免疫抑制療法、ペースメーカー植込術、経皮的冠動脈形成術などがあります。なお、医療の適用範囲として、身体障害者手帳に記載されている障害（部位）に対する医療であること、保険診療であること等の条件があり、更生医療の給付は指定医療機関で行われます。

※自己負担は医療費の 1 割となりますが、所得により月の上限額が定められ上限までの医療費の支払いとなります。

イ 自立支援医療制度（育成医療）

- ・ 身体に障害がある 18 歳未満の児童であって、手術等の治療により身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童が、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

※自己負担は医療費の 1 割となりますが、所得により月の上限額が定められ上限までの医療費の支払いとなります。

ウ 自立支援医療制度（精神通院）

- ・ 精神疾患を持ち、継続的に通院による精神医療を受ける方が、公費によって医療費の補助を受けることができる制度です。

※自己負担は医療費の 1 割となりますが、所得により月の上限額が定められ上限までの医療費の支払いとなります。

エ 重度心身障害者の医療費助成（身体・知的・精神）

重度の心身障害者に医療費や調剤費等の一部を給付します。

※対象となる方は身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④・A、あるいは重度の知的障害者と更生相談所に判定された方及び精神障害者保健福祉手帳 1 級の方。（ただし、65 歳以上で新たに助成対象の障害者手帳が交付された方は対象外となります。）

※原則通院 1 回、入院 1 日あたり 300 円の自己負担があります。また高額療養費等により支給された額を控除して支給します。なお、入院時の食事代や健康保険以外の診療費等は対象となりません。

※所得による制限があります。

※自立支援医療（更生医療・精神通院）などの他の公費負担医療制度がある場合、その公費負担制度を優先して使っていただく必要があります。

オ 精神障害者の医療費の助成

- ・ 精神障害のため入院療養をしている方の保護者に対し、医療費の一部を助成します。

※精神障害者保健福祉手帳を交付された方が、精神障害を事由として 1 ヶ月以上入院療養をしており、その保護者が住民税非課税又は均等割のみであること等の要件があります。（ただし重度心身障害者の医療費助成の対象者は対象外です。）

助成金 月額上限 5,000 円

カ 後期高齢者医療制度

- 75歳以上の方が加入する制度ですが一定の障害があれば65歳以上から申し出により加入することができます。

受診の際の負担割合が1割（現役並み所得者は3割）となることや月ごとの上限額が引き下げられるなどのメリットがありますが、加入により保険料が発生しますので支払う保険料と受ける給付を勘案し、加入の選択をしてください。

詳細については下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ：香取市役所 市民課年金・高齢者医療班	電話	0478-50-1228
	FAX	0478-54-1117
小見川支所 市民福祉班	電話	0478-82-1114
	FAX	0478-82-3325

※ 一定の障害とは次のとおりです。

身体障害者・・・1・2・3級及び音声言語機能障害の4級、下肢4級の一部

知的障害者・・・療育手帳[Ⓐ]・Aの重度知的障害者

精神障害者・・・1級及び2級

■ 11 緊急時の通報について

① 緊急通報 FAX の設置

- 聴覚障害者等の緊急時の意思伝達手段を確保するため、FAX 通報により出動ができるよう協定を締結しました。

事前の登録により、専用用紙を用い救急車や消防車の要請ができます。

※FAX の設置はご自身でお願いします。

② 緊急通報装置の設置 (身体) 担当課：高齢者福祉課

- 身体障害者のみの世帯で、障害者が簡単な操作により緊急事態を受信センターに通報することが可能な機器を貸与し、緊急事態発生時には、必要に応じ救急車の出動を要請したり、あらかじめ依頼した協力員の駆けつけを求める事ができるようになります。
- 利用料は所得に応じて負担あり（非課税世帯は無料）

③ Net119 緊急通報システム

令和2年2月3日より、聴覚や音声・言語機能が不自由で、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等から、インターネットを使って、音声によらない119番通報ができるようになりました。ご利用にあたっては事前の登録申請が必要です。詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

香取広域市町村圏事務組合消防本部 ☎ 0478-52-0119 FAX 0478-52-1198

④ 香取市見守りネットワーク事業

- 行政と関係機関が連携して、地域で見守る体制を整えるとともに、平常時、災害時等緊急事に、配慮を要する高齢者や障害者等の登録をしています。

お問い合わせ 社会福祉課社会福祉班

☎ 0478-50-1209

FAX 0478-54-3370

■12 地域活動支援センターへの通所 (身体・知的)

在宅の知的障害者又は身体障害者で、その障害により雇用されることが困難な方に場所と仕事を提供し、作業を実施しながら社会生活への適応訓練や生活指導を行います。

§ 市内の地域活動支援センター

希望之家 (定員10名) 香取市佐原イ 2173 ☎ 0478-52-5208

らいおん香取 (定員14名) 香取市北 2-8-4 ☎・FAX 0478-79-6037

■13 生活福祉資金の貸付 (身体・知的・精神) (社会福祉協議会)

所得の少ない世帯や障害者・高齢者世帯に資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会が援助指導を行い在宅福祉や社会参加の促進を図るための貸付制度です。

§ 資金の種類

【福祉資金】

①福祉費：冠婚葬祭、小規模住宅改修、転宅、福祉用具購入、技能習得など

限度額 50～580万円(用途による)

②緊急小口資金：緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける。

限度額 10万円

上記の【福祉資金】の他に【教育支援資金】【不動産担保型生活資金】【総合支援資金】があります。それぞれ保証人の有無や利子の有無、限度額等が決められていますので、詳細については社会福祉協議会までお問い合わせください。

§ 申請及び問い合わせ先 香取市社会福祉協議会 ☎ 0478-54-4410

■14 各種運賃・料金の割引や減免について

手帳には第1種と第2種があり、障害の内容や程度によって決められます。種別によって取り扱いが異なります。

①JR 及び各私鉄 (身体・知的)

乗車券購入の際、窓口で手帳を呈示してください。

第1種身体・知的障害者介護者あり

普通、定期、回数乗車券、急行券が全線本人及び介護者とも 50%割引

第1種身体・知的障害者介護者なし

普通乗車券が片道 100km を超えるとき本人のみ 50%割引

第2種身体・知的障害者

普通乗車券が片道 100km を超えるとき本人のみ 50%割引

12歳未満の第2種身体・知的障害者の介護者

定期乗車券 50%割引

※私鉄はJRに準じますが、詳細は各鉄道会社にお問い合わせください。

②バス運賃（身体・知的）

第1種及び第2種とも①の「JR及び各私鉄」に準じますが、定期券購入割引が30%となります。

③航空運賃（身体・知的・精神）

航空券購入の際、窓口で手帳を呈示してください。

割引運賃額、適用区間、対象とされる手帳の種類等は、各航空会社がそれぞれ設定するため、詳細は各航空会社営業所・代理店にお問い合わせください。

④タクシー料金（身体・知的）

乗車の際、手帳を呈示してください、原則として1割の割引が受けられます。

お問合せ先 千葉県タクシー協会 ☎ 043-243-2460

⑤有料道路通行料金の割引（身体・知的）

日常生活において有料道路を利用される障害者に対して料金の割引があります。ただし、障害者本人が乗車していない場合や、登録車両以外の車両や有効期限切れなどの場合は割引が適用されません。

割引率 50% 手帳を料金所で呈示してください。（ETCもご利用になれます。）

※ 事前に登録をする必要があります、またETCカードは障害者本人名義に限ります。

※ 障害者が未成年の場合、カードの名義は保護者でも大丈夫です（年齢の他にも条件がありますので、障害福祉担当課までお問い合わせください）。

※ ご利用いただける方

身体障害者 全ての方、第1種の方でご自身が運転できない場合、介助者運転が認められます。

知的障害者 第1種の方、第1種で介助者が運転する場合（第2種は対象外）

⑥コミュニティバス運賃優待（身体・知的・精神）

障害者手帳保持者はコミュニティバスの運賃優待を受けることができ、手帳保持者はコミュニティバスの乗車時に手帳を提示していただくことで、運賃が無料になります。

⑦香取市 乗合タクシー運賃優待（身体・知的・精神）

障害者手帳保持者は香取市乗合タクシーの運賃優待を受けることができ、乗合タクシー乗車時に手帳を提示していただくことで、手帳保持者は片道運賃が100円に、その介助者は無料となります。

※令和2年4月1日現在は小見川の一部地域のみになります。

詳しくは、企画政策課 ☎0478-50-1206 にお問合せください。

⑧自動車税・自動車取得税の減免（身体・知的・精神）

障害者のために利用される自動車について一定の要件に該当する場合一台に限り税の免除が受けられます。

身体障害者・・・障害の部位に応じて各級に渡りますので、詳細はお尋ねください。

知的障害者・・・**㉠**・Aの1の者、A-2で音声若しくは言語又は上肢機能障害があり身体障害者手帳3級の者

精神障害者・・・1級の者

※自動車の所有者や運転者などの要件により証明が必要になりますので、お問い合わせください。

なお普通自動車は県税事務所、軽自動車は市の税務課に申請することになります。

⑨NHK放送受信料の減免（身体・知的・精神）

障害のある方を対象とした免除基準に該当する場合、放送受信料が減免されます。窓口で申請後、証明書をNHK千葉放送局へ送付してください。

<全額免除>

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が市町村民税非課税である場合

<半額免除>

視覚または聴覚障害の身体障害者手帳、身体障害者手帳1・2級、療育手帳**㉠**・A、または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が世帯主であり、かつ放送受信契約者である場合

⑩携帯電話使用料の割引（身体・知的・精神）

携帯電話の基本料や通話料の割引サービスがご利用になれます。

サービスを受けるためには加入する電話会社での手続きが必要です。

詳細については携帯ショップや電話機取扱いのお店にお問い合わせください。

⑪所得税・市県民税の控除（身体・知的・精神）

納税者自身又は控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを障害者控除といいます。

障害者控除 対象者 身体障害者手帳3・4・5・6級 療育手帳 B
精神障害者保健福祉手帳2・3級

特別障害者控除 対象者 身体障害者手帳1・2級 療育手帳療育手帳 **㉠**・A
精神障害者保健福祉手帳1級

※手帳を所持していない方で、介護保険の介護認定を受けている場合は市町村長の証明により控除を受けることができます。詳しくは高齢者福祉課にお尋ねください。

⑫ NTT 番号案内 (身体・知的・精神)

『無料案内』

電話帳利用が困難な視覚・上肢等に障害のある人、知的障害及び精神障害のある人を対象に番号案内料を無料で提供しています。事前に登録が必要となります。

登録方法及び利用方法は NTT 東日本支店及び営業所又は☎0120-104174 にお問合せください。

『FAX 案内』

耳や言葉の不自由な人向けの FAX によるお問い合わせもできます。(有料)



■ 15 駐車禁止除外 (身体・知的・精神)

身体障害者等で歩行困難な方が、用務先の直近の路上に車両を駐車しなければ車両から用務先へ徒歩により移動することが困難な障害を有する方を駐車規制からの除外とされます。

身体障害者は部位等級により定めがあります。療育手帳(A)・A、精神保健福祉手帳1級が対象となります。

※従来の車両特定交付から身体障害者等本人に対する交付へ変わります。

これにより車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。またタクシー等を利用する場合にも標章が使用できます。

詳しくは香取警察署 ☎0478-54-0110 にお問い合わせください。

■ 16 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり一定の要件に該当する場合、自宅など現にいる場所で不在者投票をすることができる、「郵便等による不在者投票」の制度があります。

詳しくは市の選挙管理委員会にお問い合わせください。

■17 障害者福祉団体（身体・知的・精神）

・香取市身体障害者福祉会

身体障害者どうしの親睦交流や情報交換を目的とした福祉団体です。親睦会や旅行、研修会を通じて親睦を深めます。

・香取市手をつなぐ親の会

障害を持った子ども達の親が、共に手を携え子ども達の幸せのため活動している団体です。親睦会や旅行、研修会を通じて親睦を深めます。

・精神障害者家族会「かとり会」

相互の情報交換、研修活動を行い病気や制度の理解を深めると共に、障害者への理解を深めるため啓発活動等を行っている団体です。定例会や施設見学、レク、広報活動をしています。

・千葉県自閉症協会東総地区自閉症協会

東総地区で自閉症の家族と支援者が会員となり、自閉症や発達障害者への理解を求め、保護者や支援者に対し自立と安心のための支援方法の学習会等の開催、親睦活動をしています。

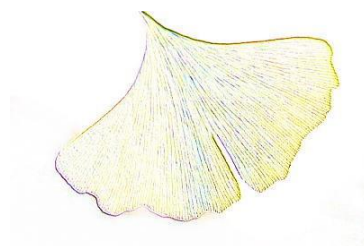
・聴覚障害児を持つ親の会

聴覚障害への理解を深めるための情報伝達、悩み・不安を話し合い、情報交換により障害児の豊かな生活・人格形成を目指す団体です。授業における情報保障等の支援や、学習会・交流会、啓発活動をしています。

・香取郡市ろうあ協会

聴覚障害者の権利を守り、住みやすい地域社会を作ることが目的とした団体です。交流会や研修旅行、手話講習会の開催などの活動をしています。

※各団体への連絡先は窓口にお問合せください。



■18 心身障害者扶養年金制度 (身体・知的・精神)

心身障害者の保護者が掛金を納入することにより、保護者の亡き後障害者に終身一定額の年金を給付するものです。

心身障害者とは、身体障害者手帳 1・2・3 級、療育手帳所持者全員、精神保健福祉手帳 1・2 級の方です。

加入できる保護者は加入時点で 65 歳未満の健康な方となります。

掛金は保護者の加入時の年齢によって異なりますので、お問い合わせください。

■19 小児慢性特定疾患見舞金

小児慢性特定疾患の療養者、及びその保護者の精神的、経済的負担の軽減、福祉の増進を目的とする見舞金を支給する制度を実施しています。

対象者は、千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている保護者となります。

月額 2,500 円

■20 家庭ごみ戸別収集事業 担当課：環境安全課

市では、高齢者や障害者のみで構成されている世帯のうち、家庭ごみをステーションまで持ち出すことが困難であり、かつ、身近な人に協力を得られない世帯を対象に家庭ごみの戸別収集を実施します。

※対象者は以下のいずれかに該当し、ゴミ出しが困難で、他に協力が得られない方。

1. 介護保険法の要介護・要支援として認定されており、65 歳以上の一人暮らし又は 65 歳以上で構成される世帯の人
2. 下記ア～ウに該当し、ひとり暮らし又は該当者のみで構成される世帯の人
 - ア. 身体障害者手帳 1・2 級
 - イ. 療育手帳[㊤]・A
 - ウ. 精神障害者保健福祉手帳 1 級
3. その他市長が必要と認める人 (例：65 歳以上のひとり暮らしの方で、要介護認定はされていないが病気等で療養中の方)

詳しくは、環境安全課までお問い合わせください。

障害に関するマークについて

街を歩いていると、様々なマークを見かけますよね。

ここで、数あるマークの中で障害に関するものについて、その一例をご紹介します。



【障害者のための国際シンボルマーク】

障害を抱えた方がご利用できる建物・施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。

駐車場等でこのマークを見かけた場合には、障害を抱えられた方のご利用に対して、ご配慮をお願いいたします。

(注意) このマークは、障害を抱えられたすべての方を対象としており、車いすをご利用になっている障害者の方のみを対象としているわけではありません。



【身体障害者標識】

肢体不自由であることを理由として、免許に条件を付されている方が運転する車であることを表示するマークです。マークの表示は強制ではなく、努力義務となっています。事故防止等のやむを得ない場合を除き、このマークを表示する車に対して、割り込み・幅寄せ等の行為を行う事は禁止されています。



【聴覚障害者標識】

聴覚障害であることを理由として、免許に条件を付されている方が運転する車であることを表示するマークです。このマークの表示については、義務となっています。

事故防止等のやむを得ない場合を除き、このマークを表示する車に対して、割り込み・幅寄せ等の行為を行う事は禁止されています。



【耳マーク】

聞こえが不自由である事を表すマークです。

聴覚に障害を抱えられている方は、見た目では分からない場合が多いので、誤解されたり等の社会生活上の不安が少なくありません。

このマークを見かけられた場合には、聴覚に障害を抱えられている方である事を理解し、コミュニケーション方法へのご配慮をお願いいたします。



【視覚障害者の国際シンボルマーク】

視覚障害を抱えられた方のための世界共通のシンボルマークです。

視覚障害を抱えられたための安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器等に表示されています。

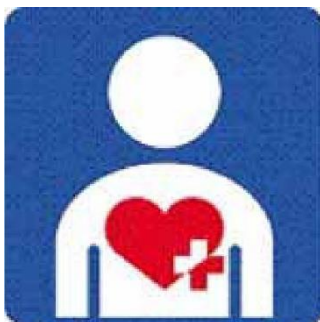
このマークを見かけられた場合には、視覚障害者の方のご利用につき、ご理解とご協力をお願いいたします。



【オストメイトマーク】

人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備である事を表しているマークです。

このマークを見かけられた場合には、当該設備がオストメイトに配慮された設備である事に、ご理解とご協力をお願いいたします。



【ハート・プラスマーク】

身体内部に障害がある人であることを表しています。

内部障害（心臓、腎臓、呼吸器機能、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は、外見では分かりにくく、様々な誤解を受ける場合があります。

このマークを見かけられた場合には、内部障害を抱えられている事について、ご理解とご協力をお願いいたします。

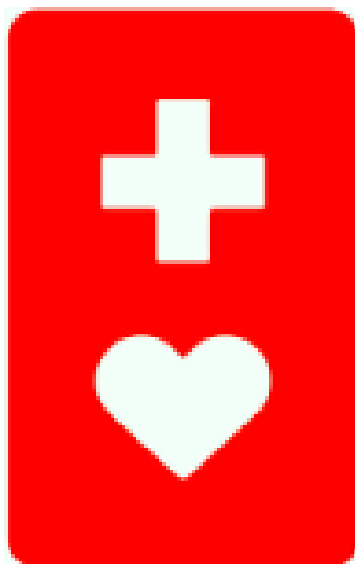


【ほじょ犬マーク】

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。

使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。



【ヘルプマーク】

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

千葉県では、住所や連絡先、助けてほしいことなど、個人情報保護に留意して記入し、普段から携帯して災害時や日常の困ったときに支援を求めるヘルプカードを作成しています。市役所、小見川支所の障害担当窓口配置しておりますので、必要な方はお気軽に職員にお声かけをお願いします。

障がい者福祉のしおり

発行 香取市編集 福祉健康部 社会福祉課 障がい者支援班

〒287-8501 香取市佐原口 2127

電話 0478-50-1252 FAX 0478-55-1885

発行日 令和2年10月1日